

利用者のために

1 調査の目的

漁業経営統計調査（以下「本調査」という。）は、漁業経営体の財産状況、収支状況、操業状況等、漁業経営体の経営実態を明らかにし、水産行政等の推進のための資料を整備することを目的としている。

2 調査の沿革

漁業経営体の安定的発展を図る各種水産施策推進の基礎資料を得るため、漁業を営む経営体の経営収支等を把握することを目的として、昭和26年に「漁家経済調査」を開始した。

調査開始時点では、10トン未満の漁船漁業を営む経営体のうち、漁業経営が中心である漁家から有意選定された490戸を対象とした。

昭和31年に漁業センサス結果を母集団とした任意抽出手法の導入、調査対象に第2種兼業漁家及び漁業企業体を追加するといった見直しを行い、平成13年に調査体系を家族型経営調査、雇成型経営調査、会社経営体調査及び共同経営体調査に再編し、名称を「漁業経営調査」に変更した。

平成18年には、調査対象を「漁業を主業とした経営体」に絞り込むため第2種兼業漁家を除外するとともに、家族型経営調査及び雇成型経営調査を統合して個人経営体調査とした。

平成28年には、共同経営体調査を廃止するとともに、個人経営体調査における海面養殖業の対象水産物を見直し、会社経営体調査における大型定置網漁業及びさけ定置網漁業を廃止した。

令和元年調査から、個人経営体調査及び会社経営体調査の全ての漁業種類について大規模階層を細分化するなどの見直しを行い、名称を「漁業経営統計調査」に変更した。

3 調査の根拠法令

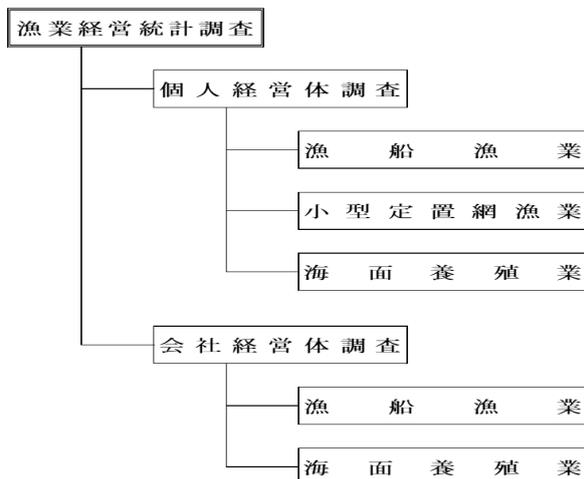
本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けた一般統計調査として実施している。

4 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織（地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び内閣府沖縄総合事務局の農林水産センター）を通じて実施した。

5 調査の体系

本調査の体系は、次のとおり



6 調査の対象

本調査は、2018年漁業センサス結果に基づく漁業経営体のうち、次の経営体を対象とした。

- (1) 個人経営体調査は、全国の漁業経営体（注1）のうち、個人（第2種兼業（注2）を除く。）であり、次に該当する経営体を対象とした。

ア 漁船漁業

海面において主として動力漁船（船外機付き漁船を含む。）を用いて漁船漁業（大型定置網漁業及びさけ定置網漁業を除く。）を営む経営体（漁船非使用、無動力船使用の経営体は除く。）

イ 小型定置網漁業

海面において主として小型定置網漁業を営む経営体。

ウ 海面養殖業

主としてそれぞれの対象水産物（ぶり類、まだい、ほたてがい、かき類及びのり類）の海面養殖業を営む経営体。

注1： 漁業経営体とは、過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む世帯又は事業者をいう。

注2： 第2種兼業とは、個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。

- (2) 会社経営体調査は、全国の漁業経営体のうち、会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に基づき設立された株式会社（旧有限会社は株式会社に含む。）、合名会社、合資会社及び合同会社）であり、次に該当する経営体を対象とした。

ア 漁船漁業

海面において主として漁船漁業（小型定置網漁業、大型定置網漁業及びさけ定置網漁業を除く。）を営むもので、かつ、使用する動力漁船の合計トン数が10トン以上の経営体。

イ 海面養殖業

主としてそれぞれの対象水産物（ぶり類及びまだい）の海面養殖業を営む経営体。

7 調査対象経営体の抽出（選定）方法

- (1) 漁業経営体のリスト作成

2018年漁業センサス結果に基づいて、調査の対象に該当する海面漁業経営体（母集団）のリストを調査の種類別、経営体階層別及び都道府県別（個人経営体調査のうち漁船漁業については大海区別都道府県別）に作成した。

- (2) 標本の大きさ

個人経営体調査については1経営体当たり漁労収入（全国平均。ただし海面養殖業においては主産地平均。）、会社経営体調査については1経営体当たり漁労売上高（全国平均）を指標とする目標精度（標準誤差率）を下表のとおり設定し、必要な標本の大きさ（調査対象経営体数）を算出した。

なお、ぶり類養殖業及びまだい養殖業については、目標精度を設定せず、調査対象経営体数を15経営体とした。

注： 「主産地」とは、2018年漁業センサス結果で経営体数の多い都道府県から累積して8割を占めるまでの都道府県とした（以下同じ。）。

区分		目標精度 (標準誤差率)	標本の大きさ
個人 経営 体 調 査	漁船漁業計	5.0	253
	3トン未満	-	44
	3～5	-	61
	5～10	-	53
	10～20	-	57
	20～30	-	12
	30～50	-	12
	50～100	-	5
	100～200	-	5
	200トン以上	-	4
	小型定置網漁業	10.0	70
	海面養殖業計	-	130
	ぶり類養殖業	-	15
	まだい養殖業	-	15
ほたてがい養殖業	10.0	24	
かき類養殖業	10.0	53	
のり類養殖業	10.0	23	
会 社 経 営 体 調 査	漁船漁業計	5.0	160
	10～20	-	20
	20～50	-	14
	50～100	-	23
	100～200	-	39
	200～500	-	16
	500～1,000	-	18
	1,000～3,000	-	28
	3,000トン以上	-	2
	海面養殖業計	-	30
	ぶり類養殖業	-	15
まだい養殖業	-	15	

(3) 標本の配分

ア 個人経営体調査

- (ア) 漁船漁業については、標本を各経営体階層（使用する動力漁船の合計トン数で区分した3トン未満、3～5トン、5～10トン、10～20トン、20～30トン、30～50トン、50～100トン、100～200トン及び200トン以上の9階層）に最適配分した。さらに、大海区別都道府県別の経営体数に応じて比例配分した。
- (イ) 小型定置網漁業については、標本を各経営体階層（使用する動力漁船の合計トン数で区分した3トン未満、3～5トン、5～10トン、10～20トン及び20トン以上の5階層）に最適配分した。さらに、都道府県別の経営体数に応じて比例配分した。
- (ウ) 海面養殖業については、標本を以下に示す各養殖業の経営体階層（養殖施設面積で区分）に最適配分した。

a ぶり類養殖業及びまだい養殖業

1,000㎡未満、1,000～2,000㎡、2,000～3,000㎡、3,000㎡以上の4階層

b ほたてがい養殖業、かき類養殖業及びのり類養殖業

5,000㎡未満、5,000～10,000㎡、10,000～20,000㎡、20,000㎡以上の4階層

さらに、各養殖業の主産地に限定し、当該主産地に属する都道府県別の経営体数に応じて比例配分した。

なお、各養殖業に係る主産地及びその主産地を構成する都道府県（かっこ内に表示）は次のとおり。

- a ぶり類養殖業 : 四国（愛媛県及び高知県）及び九州（長崎県及び鹿児島県）
b まだい養殖業 : 東海（三重県）及び四国（愛媛県及び高知県）

- c ほたてがい養殖業：北海道及び東北（青森県）
- d かき類養殖業：北海道、三陸（岩手県及び宮城県）、東海（三重県）、瀬戸内（兵庫県、岡山県及び広島県）及び九州（福岡県及び長崎県）
- e のり類養殖業：東京湾（千葉県）、東海（愛知県及び三重県）及び有明海（福岡県、佐賀県及び熊本県）

イ 会社経営体調査

(ア) 漁船漁業の標本を各経営体階層（使用する動力漁船の合計トン数で区分した10～20トン未満、20～50トン、50～100トン、100～200トン、200～500トン、500～1,000トン、1,000～3,000トン及び3,000トン以上の8階層）に最適配分した。さらに、都道府県別の経営体数に応じて比例配分した。

(イ) 海面養殖業（ぶり類及びまだい）については、以下に示す各養殖業の経営体階層（養殖施設面積で区分）に最適配分した。

- a ぶり類養殖業：2,000㎡未満、2,000～3,000㎡、3,000～5,000㎡、5,000～20,000㎡、20,000㎡以上の5階層
- b まだい養殖業：2,000㎡未満、2,000～3,000㎡、3,000～5,000㎡、5,000～10,000㎡、10,000㎡以上の5階層

さらに、各養殖業の主産地に限定し、当該主産地に属する都道府県別の経営体数に応じて比例配分した。

なお、各養殖業に係る主産地及び主産地を構成する都道府県（かっこ内に表示）は次とおり。

- a ぶり類養殖業：四国（香川県）及び九州（長崎県、大分県、宮崎県及び鹿児島県）
- b まだい養殖業：四国（愛媛県及び高知県）及び九州（長崎県及び熊本県）

(4) 標本の抽出

(1)で作成したリストを経営体階層別及び都道府県別の区分ごとに、次の条件に従って並び替え、(3)により配分した当該区分ごとの調査対象経営体数で等分したそれぞれの区分から各1経営体ずつ無作為に抽出した。

- ア 漁船漁業：使用する動力漁船の合計トン数の降順
- イ 小型定置網漁業：使用する動力漁船の合計トン数の降順
- ウ 海面養殖業：養殖施設面積規模の降順

(5) 調査対象経営体数

ア 個人経営体調査

調査の承諾を得られた経営体数は次のとおり。

漁船漁業	252経営体	小型定置網漁業	70経営体
ぶり類養殖業	15経営体	まだい養殖業	15経営体
ほたてがい養殖業	24経営体	かき類養殖業	53経営体
のり類養殖業	23経営体		

イ 会社経営体調査

漁船漁業	153経営体	ぶり類養殖業	15経営体
まだい養殖業	15経営体		

8 調査期間

個人経営体調査は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間。

また、会社経営体調査は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に到来した決算日前1年間。

9 調査事項

(1) 個人経営体調査

- ア 世帯員及び漁業従事状況に関する事項
- イ 漁船の規模及び使用状況並びに養殖施設に関する事項
- ウ 財産に関する事項
- エ 収入及び支出に関する事項
- オ 漁業・養殖業生産物の漁獲及び収獲に関する事項
- カ 労働時間など漁業操業に関する事項

(2) 会社経営体調査

- ア 漁業操業状況に関する事項
- イ 使用漁船に関する事項
- ウ 財産及び漁業投下固定資本に関する事項
- エ 損益に関する事項

10 調査方法

調査は、農林水産省－地方農政局等（注）－調査対象経営体の調査系統で実施。

地方農政局等の職員又は統計調査員が調査対象経営体に「個人経営体調査票」又は「会社経営体調査票」を配布し、調査対象経営体が記入した調査票を郵送してもらう自計報告により行った。

なお、調査対象経営体の協力が得られる場合は、オンラインによる報告により行った。

ただし、郵送又はオンラインにより調査票を回収できない場合には、職員又は統計調査員による回収（必要に応じて調査票を再度配布し、自計申告の方法により記載を求めている。）、又は職員又は統計調査員による調査対象経営体に対する面接又は電話聞き取りにより行った。

注： 「地方農政局等」とは、地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局（農林水産センターを含む。）をいう。

11 集計・推計方法

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課において行った。

(1) 集計対象経営体数

ア 個人経営体調査

漁船漁業	245経営体	小型定置網漁業	69経営体
ぶり類養殖業	15経営体	まだい養殖業	15経営体
ほたてがい養殖業	24経営体	かき類養殖業	53経営体
のり類養殖業	23経営体		

イ 会社経営体調査

漁船漁業	149経営体	ぶり類養殖業	15経営体
まだい養殖業	15経営体		

集計は、調査対象経営体（調査の承諾の得られた経営体）のうち、調査期間中に廃業等により調査中止となったものを除いた調査対象経営体により行い、加重平均法又は算術平均（相加平均）による（区分ごとの集計方法は(2)アの区分ごとの集計方法のとおり）。

(2) 集計方法及び平均値の算出方法

ア 区分ごとの集計方法

<個人経営体>

○漁船漁業

- ・全国平均（加重平均）
└階層別（算術平均）
- ・大海区別（加重平均）

- ・主とする漁業種類別・階層別（算術平均）

○小型定置網漁業

- ・全国平均（加重平均）
- ・大海区別（加重平均）

<会社経営体>

○漁船漁業

- ・全国平均（加重平均）
└階層別（算術平均）

- ・主とする漁業種類別・階層別（算術平均）

○養殖業

- ・主産地平均（加重平均）
└主産地別（算術平均）
- ・部門別の主産地平均・主産地別平均（算術平均）

イ 平均値の算出方法

調査対象経営体ごとにウェイトを定め、集計対象とする区分ごとに加重平均法を用いて次の式により算出した。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^n w_i \times x_i}{\sum_{i=1}^n w_i}$$

\bar{x} : 集計対象とする区分の経営体についての x 項目の平均値の推定値

x_i : 集計対象とする区分の i 番目の集計対象経営体の x 項目についての調査結果

w_i : 集計対象とする区分の i 番目の集計対象経営体のウェイト

n : 集計対象とする区分の集計対象経営体数

ウェイトは、次により全国の経営体階層別に算出した標本抽出率の逆数とした。

$$\text{標本抽出率} = \frac{\text{当該階層から抽出した集計対象経営体数}}{\text{2018年漁業センサス結果における当該階層の大きさ（経営体数）}}$$

12 実績精度

全国の1経営体当たりの漁労収入（漁労売上高）を指標とした実績精度を標準誤差率（標準誤差の推計値÷対象項目の推計値×100）により示すと次のとおり。

また、ぶり類養殖業及びまだい養殖業については、目標精度を設定していないことから、実績精度は算出していない。

なお、経営体階層別については、集計対象経営体数が少ないため、相当程度の誤差を含んだ値となっており、結果の利用に当たっては留意されたい。

(1) 個人経営体調査			
漁船漁業	6.5%	小型定置網漁業	9.6%
ほたてがい養殖業	18.0%	かき類養殖業	12.6%
のり類養殖業	9.3%		
(2) 会社経営体調査			
漁船漁業	5.0%		

13 統計表の編成

(1) 個人経営体調査

個人経営体の1経営体当たりの平均値を表章した。

ア 海面漁業

(ア) 経営体階層別

漁船漁業については、経営体階層（使用する動力漁船の合計トン数）別に3トン未満、3～5トン、5～10トン、10～20トン、20～30トン、30～50トン、50～100トン、100～200トン及び200トン以上の9階層に区分して表章した。

なお、令和6年漁業経営統計調査では、漁労所得の減少に大きく影響した次の漁業種類（経営体階層）を除いた場合の結果についても表章した。

a 船びき網（5～10トン）

b 刺網（3トン未満）

また、小型定置網漁業については、経営体階層別に区分せずに表章した。

(イ) 大海区別

漁船漁業、小型定置網漁業については、それぞれ大海区（北海道太平洋北区、太平洋北区、太平洋中区、太平洋南区、北海道日本海北区、日本海北区、日本海西区、東シナ海区及び瀬戸内海区の9地域）別に区分して表章した（各大海区の範囲は16ページを参照）。

(ウ) 主とする漁業種類別

漁船漁業については、集計対象経営体が主として営んだ漁業種類により、次のa～jに区分して表章した。

a 小型底びき網

b 船びき網

c 刺網

d その他の網漁業

e その他のはえ縄

f 沿岸いか釣

g ひき縄釣

h その他の釣

i 採貝・採藻

j その他の漁業

イ 海面養殖業

(ア) 養殖種類別主産地別

海面養殖業については、主として営んだ養殖種類別主産地別に区分して表章した。なお、各養殖業の主産地については、次のa～eのとおり。

a ぶり類養殖業 : 四国及び九州の2区分

b まだい養殖業 : 東海及び四国の2区分

c ほたてがい養殖業 : 北海道及び東北の2区分

d かき類養殖業 : 北海道、三陸、東海、瀬戸内及び九州の5区分

e のり類養殖業 : 東京湾、東海及び有明海の3区分

(イ) 養殖部門別

海面養殖業については、主として営んだ養殖部門について、その経営収支を明らかにするため、経営体の全ての経営収支から当該養殖部門に関する収支を分離して表章した。

(2) 会社経営体調査

会社経営体の1経営体当たりの平均値を表章した。

ア 経営体階層別

漁船漁業については、経営体階層（使用する動力漁船の合計トン数）別に10～20トン未満、20～50トン、50～100トン、100～200トン、200～500トン、500～1,000トン、1,000～3,000トン及び3,000トン以上の8階層に区分して表章した。

なお、令和6年の本調査では、経常利益の減少に大きく影響した次の漁業種類（経営体階層）を除いた場合の結果についても表章した。

(ア) 大中型まき網（1,000トン以上）

(イ) 遠洋・近海まぐろはえ縄（1,000トン以上）

また、海面養殖業（ぶり類及びまだい）については、経営体階層別に区分せずに表章した。

イ 主とする漁業種類別

漁船漁業については、集計対象経営体が主として営んだ漁業種類により、次の(ア)～(ケ)に区分して表章した。

(ア) 沖合底びき網

(イ) 船びき網

(ウ) 大中型まき網

(エ) 中・小型まき網

(オ) さんま棒受網

(カ) 遠洋・近海まぐろはえ縄

(キ) 遠洋・近海かつお一本釣

(ク) 遠洋・近海いか釣

(ケ) その他の漁業

14 用語の解説及び約束

(1) 共通

ア 使用漁船及び漁業操業状況

(ア) 使用漁船

所有・借入れに関係なく、調査期間に漁業・養殖業に使用した漁船について計上した。ただし、代船建造があった場合は、被代船、代船を個別に計上せず1隻のみを計上し、総トン数は代船の値とした。

(イ) 養殖施設面積

養殖施設が海面を占有している面積（投影面積）をいい、作業船の出入りのために開けている水面（船通し）及び潮の流れをよくするために開けている水面（潮通し）は含まない。

(ウ) 延べ出漁日数

漁労作業を目的として出漁した航海の日数をいい、日帰り操業の場合及び夕方出港し翌朝入港の場合は、いずれも1日と数え、1航海が2夜以上にわたる場合は、出航日から入港日までを通算した日数とした。

なお、複数の漁労体で操業している場合は、漁労体ごとの出漁日数を合計した延べ出漁日数となるので、365日を超えることもある。

(エ) 最盛期の（漁業）従事者数

調査期間に漁業・養殖業の海上作業（養殖業には陸上作業を含む。）に従事した人が最も多かった時期の人数とした。

イ 主とする漁業種類

漁船漁業において経営体が操業した漁業種類のうち、個人経営体調査にあつては13の(1)のアの(ウ)のa～jの区分、会社経営体調査にあつては13の(2)のイの(ア)～(ケ)の区分で、最も漁労収入（漁労売上高）が多かった漁業種類を主とする漁業種類とした。

(2) 個人経営体調査

ア 概要及び分析指標

(ア) 経営主の平均年齢

自営漁業の漁獲及び収獲作業の決定を行う等、常時、漁業・養殖業経営における管理運営の中心となっている人の年齢である。

(イ) 基幹的漁業従事者の平均年齢

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上従事日数が最も多い人の年齢である。

(ウ) 家族員数

経営主と同居し、生計を共にしている人数である。生計を共にしていれば、家族以外の同居人も含む。

(エ) 事業所得

事業所得＝漁労所得＋漁労外事業所得

(オ) 漁労所得

漁労所得＝漁労収入－漁労支出

(カ) 漁労外事業所得

漁労外事業所得＝漁労外事業収入－漁労外事業支出

(キ) 漁労所得率

$$\text{漁労所得率} = \frac{\text{漁労所得}}{\text{漁労収入}} \times 100$$

(ク) 付加価値額（純生産）

付加価値額（純生産）＝漁労収入－物的経費

(ケ) 付加価値率

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額（純生産）}}{\text{漁労収入}} \times 100$$

(コ) 物的経費

物的経費＝漁船・漁具費＋油費＋えさ代＋種苗代＋修繕費＋販売手数料＋租税公課諸
負担費＋減価償却費＋（その他の漁労支出 × $\frac{1}{3}$ ）

なお、その他の漁労支出には物的経費に計上すべき費用を含むが、その把握ができないため、個人経営体調査では便宜的に3分の1をもって物的経費とした。

(サ) 純生産性

$$\text{純生産性} = \frac{\text{漁労収入} - \text{物的経費}}{\text{最盛期の漁業従事者数}}$$

(シ) 漁業固定資本装備率

$$\text{漁業固定資本装備率} = \frac{\text{漁業投下固定資本}}{\text{最盛期の漁業従事者数}}$$

(ス) 家族漁業労働1時間当たり漁労所得

$$\text{家族漁業労働1時間当たり漁労所得} = \frac{\text{漁労所得}}{\text{家族延べ労働時間}}$$

(セ) 漁業固定資本千円当たり漁労所得

$$\text{漁業固定資本千円当たり漁労所得} = \frac{\text{漁労所得}}{\text{漁業投下固定資本}} \times 1,000$$

(ソ) 漁業労働1時間当たり付加価値額

$$\text{漁業労働1時間当たり付加価値額} = \frac{\text{漁労収入－物的経費}}{\text{延べ労働時間}}$$

(タ) 漁業固定資本千円当たり付加価値額

$$\text{漁業固定資本千円当たり付加価値額} = \frac{\text{漁労収入－物的経費}}{\text{漁業投下固定資本}} \times 1,000$$

(チ) (参考) 事業収支の概要

他産業との比較を可能とするよう企業会計基準に組替えて集計・表章した。

なお、営業外収益は制度受取金等、営業外費用は制度積立金等のうち漁業に係る積立金等を計上した。

イ 使用漁船及び漁業操業状況

(ア) 延べ労働時間

海上又は陸上作業に従事した労働時間の合計とした。

(イ) 漁獲量

漁業（養殖業以外）によって得られた全ての水産動植物の数量を計上した。計上の対象は、販売、自家用（加工及び食用）としたもののほか、労賃の現物支払いや物々交換、贈与したものを含み、廃棄したものは除いた。

(ロ) 収穫量

海面養殖業によって得られた生産物の数量を計上した。計上の対象としたものは、上記(イ)の漁獲量の場合と同じ。

ウ 財産

(ア) 流動資産

預貯金、諸掛金、有価証券、貸付金、売掛金（未収入金）を計上した。

(イ) 固定資産

漁業・養殖業及びその他の事業に使用するために所有する固定資産の現在高を計上した。

(ロ) 土地

経営体の所有する宅地、農地、山林など全ての土地の現在高を計上した。

a 期首：期首現在所有している土地の課税標準額。

b 期末：調査期間に異動がない場合は、期首現在高と同額とし、調査期間に異動があった場合は、その増減額を期首現在高に加減した額を期末現在高として計上した。

(ハ) 建物・構築物

経営体の所有する住家、納屋、浜小屋、船小屋など全ての建物・構築物の現在高を計上した。

なお、資産の異動（購入、売却等）後の期末現在高は、次式により算出した。

期末現在高＝期首現在高＋増加額（購入等）－減少額（売却等）－減価償却額

注：次の(オ)～(ケ)の資産についても、建物・構築物と同様とした。

- (オ) 船舶
船体及び主機関、補機関等の機関本体並びに発電器、電動機、漁船冷凍装置等の機器などの現在高を計上した。
- (カ) 漁網・はえ縄
漁網・はえ縄（網地、ロープ、附属品等）の現在高を計上した。
- (キ) 養殖施設
養殖施設の現在高を計上した。
- (ク) 漁業権
漁業権、入漁権、出漁権、とも（相互）補償金（減船負担金）の現在高を計上した。
- (ケ) その他（固定資産）
漁業・養殖業に使用する自動車等のその他の資産及び水産加工業などの事業に使用する資産の現在高を計上した。
- (コ) 借入金
財政資金、漁協、銀行などからの借入金の現在高を計上した。
- (サ) その他（負債）
仮受金、引当金などの借入金以外の現在高を計上した。

エ 漁業投下固定資本

固定資産である土地、建物・構築物、船舶、漁網・はえ縄等の年始めの現在価に、それぞれの漁業・養殖業への使用割合を乗じたものとした。

オ 収入

- (ア) 事業収入
事業収入＝漁労収入＋漁労外事業収入
- (イ) 漁労収入
漁労収入＝漁業生産物収入＋養殖業生産物収入＋制度受取金等（漁業）
- (ウ) 漁業生産物収入
自家漁業による漁獲物（魚類、貝類、その他の水産動物類及び海藻類）を販売（直売所での販売又は自家販売による収入を含む。）して得た現金及び現物仕向けの評価額とした。なお、現物仕向けの評価は、調査地における市場卸売価格による。
注： 現物仕向けとは、雇用者への現物支給及び船内の食料費、賃借料・諸権利料の現物支払い、他家への贈与、物々交換、自家での消費、自家の水産加工業への仕向け、自家の養殖業への仕向け等をいう。
- (エ) 養殖業生産物収入
自家養殖業による収獲物を販売（直売所での販売又は自家販売による収入を含む。）して得た現金及び現物仕向けの評価額とした。
- (オ) 制度受取金等（漁業）
漁業に関わる制度受取金等とした。
- (カ) 漁労外事業収入
調査期間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿及び農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含む。
なお、漁業に関わるものを除いた制度受取金等を含む。
- (キ) （参考）制度受取金等
自営業に関わる保険金の受取金、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）及び農業保険法（昭和22年法律第185号）により支払われた共済金受取金、各種の損害補償金、補助・助成金等とした。

カ 支出

(ア) 事業支出

事業支出＝漁労支出＋漁労外事業支出

(イ) 漁労支出

調査期間の自家漁業による漁獲、養殖業生産物の育成、収穫、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計とした。

(ウ) 期首期末棚卸増減

調査期間における漁獲物、養殖業生産物、仕掛品、原材料等（未処分漁業・養殖業生産物、育成中の養殖業生産物、漁業・養殖用資材）の棚卸高の増減額で、期首の棚卸高の合計から期末の棚卸高の合計を控除したものとした。

(エ) 雇用労賃

自家漁業・養殖業のために雇った雇用者に支払う全ての現金・現物労賃を計上した。

(オ) 漁船・漁具費

船具、機関備品、電気器具・冷凍装置の備品、漁船の補修・修理のための諸材料・部品費、網具・釣なわ具、一般的に漁具とよばれているものの購入代及び漁具の補修・修理のための諸材料、部品費を計上した。

(カ) 油費

重油、軽油、灯油、潤滑油などの全ての油費を計上した。

(キ) えさ代

漁獲に要するえさ代、いけす等で畜養中の水産動物に与えるえさ代及び養殖用えさ代（成長促進のための薬剤も含む。）を計上した。

(ク) 種苗代

養殖業の種苗購入代を計上した。

(ケ) 修繕費

漁船の船体、機関、電気・電子機器、冷凍装置、漁労装置を造船所やメーカー等に委託し補修・修理した費用や、漁網、漁具をメーカー等に委託し補修・修理した費用を計上した。

(コ) 販売手数料

生産物を販売するため集荷販売業者に支払った手数料を計上した。

(サ) 負債利子

借入金の支払利子一切、手形割引料、掛買購入品の延滞利子等のうち、漁業・養殖業負担分を計上した。

(シ) 租税公課諸負担

租税公課諸負担のうち、漁業経営を維持・継続していくために支払われた額を計上した。

(ス) その他（漁労支出）

(ア)～(シ)の科目に含まれない漁労支出を計上した。

なお、漁業に関わる制度積立金等（漁業収入安定対策事業（積立ぷらす）、漁業経営セーフティーネット構築事業等）を含む。

(セ) 減価償却費

当年に負担すべき固定資産の減価償却費を計上した。固定資産のうち償却資産については、税務申告関係帳簿類等を用いて調査票に記入する方法により調査を行っている集計対象経営体については、その集計対象経営体が用いている償却方法とした。

(ソ) 漁労外事業支出

調査期間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、農業等の事業に要した費用を計上した。

(3) 会社経営体調査

ア 概要及び分析指標

(ア) 会社経営体調査の諸利益計算

a 漁労売上総利益

$$\text{漁労売上総利益} = \text{漁労売上高} - \text{漁労売上原価}$$

b 漁労外壳上総利益

$$\text{漁労外壳上総利益} = \text{漁労外壳上高} - \text{漁労外壳上原価}$$

c 売上総利益

$$\text{売上総利益} = \text{漁労売上総利益} + \text{漁労外壳上総利益}$$

d 漁労利益

$$\text{漁労利益} = \text{漁労売上高} - (\text{漁労売上原価} + \text{漁労販売費及び一般管理費})$$

e 漁労外利益

$$\text{漁労外利益} = \text{漁労外壳上高} - (\text{漁労外壳上原価} + \text{漁労外販売費及び一般管理費})$$

f 営業利益

$$\text{営業利益} = \text{漁労利益} + \text{漁労外利益}$$

g 経常利益

$$\text{経常利益} = \text{営業利益} + \text{営業外収益} - \text{営業外費用}$$

h 税引前当期純利益

$$\text{税引前当期純利益} = \text{経常利益} + \text{特別利益} - \text{特別損失}$$

i 当期純利益

$$\text{当期純利益} = \text{税引前当期純利益} - \text{法人税、住民税及び事業税}$$

(イ) 総資本利益率

$$\text{総資本利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{\text{負債・純資産合計}^{1)}$$

(ウ) 漁業投下資本利益率

$$\text{漁業投下資本利益率} = \frac{\text{漁労利益}}{\text{漁業投下資本額}} \times 100$$

漁業投下資本額 = 漁業投下固定資本額 + 漁業投下流動資本額
漁業投下固定資本は固定資産である土地、建物・構築物、船舶、漁網・はえ縄等の年始め現在価に、それぞれの漁業・養殖業への使用割合を乗じたものとした。

$$\text{漁業投下流動資本} = \{ (\text{漁労売上原価} + \text{漁労販売費及び一般管理費}) - \text{減価償却費} \} \times \frac{1}{2}$$

なお、本調査では、流動資本の平均的な回転期間を半年と見なし、2分の1をもって漁業投下流動資本とした。

(エ) 自己資本利益率

$$\text{自己資本利益率} = \frac{\text{当期純利益}}{(\text{株主資本合計} + \text{評価・換算差額等})^{1}} \times 100$$

(オ) 総資本回転率

$$\text{総資本回転率} = \frac{\text{売上高合計}}{\text{負債・純資産合計}^{1}}$$

(カ) 自己資本回転率

$$\text{自己資本回転率} = \frac{\text{売上高合計}}{(\text{株主資本合計} + \text{評価} \cdot \text{換算差額等})} \times 100$$

(キ) 売上総利益率

$$\text{売上総利益率} = \frac{\text{漁労売上総利益}}{\text{漁労売上高}} \times 100$$

(ク) 売上利益率

$$\text{売上利益率} = \frac{\text{漁労利益}}{\text{漁労売上高}} \times 100$$

(ケ) 付加価値生産性

$$\text{付加価値生産性} = \frac{\text{漁労売上高} - \text{物的経費}}{\text{最盛期の従事者数}}$$

なお、物的経費の計算式は次のとおり。

$$\begin{aligned} \text{物的経費} = & \text{漁船} \cdot \text{漁具費} + \text{油費} + \text{えさ代} + \text{種苗代} + \text{修繕費} + \left(\text{租税公課} \times \frac{1}{4} \right) \\ & + \left(\text{その他の材料費及び経費} \times \frac{1}{3} \right) + \left(\text{その他の漁労販売費及び一般管理費} \right. \\ & \left. \times \frac{1}{3} \right) + \text{減価償却費} \end{aligned}$$

会社経営体調査では、便宜的に租税公課の4分の1、その他の材料費及び経費とその他の漁労販売費及び一般管理費の3分の1を物的経費とした。

(コ) 資本装備率

$$\text{資本装備率} = \frac{\text{漁業投下固定資本}}{\text{最盛期の従事者数}}$$

(サ) 労賃率

$$\text{労賃率} = \frac{\text{労務費}}{\text{漁労売上高}} \times 100$$

(シ) 労働1人当たり労賃

$$\text{労働1人当たり労賃} = \frac{\text{労務費}}{\text{最盛期の従事者数}}$$

(ス) 固定比率

$$\text{固定比率} = \frac{\text{固定資産合計}^{2)}}{(\text{株主資本合計} + \text{評価} \cdot \text{換算差額等})} \times 100$$

(セ) 流動比率

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}^{2)}}{\text{流動負債合計}^{2)}} \times 100$$

(㉞) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = \frac{(\text{株主資本合計} + \text{評価・換算差額等})^{2)}}{\text{負債・純資産合計}^{2)}} \times 100$$

(㉟) 固定長期適合比率

$$\text{固定長期適合比率} = \frac{\text{固定資産合計}^{2)}}{\text{固定負債合計}^{2)} + (\text{株主資本合計} + \text{評価・換算差額等})^{2)}} \times 100$$

注：1)は期首期末平均値、2)は期首値をそれぞれ用いた。

イ 漁獲量及び漁労売上高

次の(ア)～(エ)に該当する漁獲物及び収獲物の数量の合計を漁獲量とし、(ア)の金額と(ウ)及び(エ)の数量を産地卸売価格で評価した金額との合計を漁労売上高とした。

(ア) 水揚機関に販売したもの

(イ) 自社（自家）加工に仕向けたもの

(ウ) 乗組員に現物支給したもの及び船内で食料として消費したもの

(エ) 自社（自家）で食料として消費したもの及び他社（家）等に贈答したもの

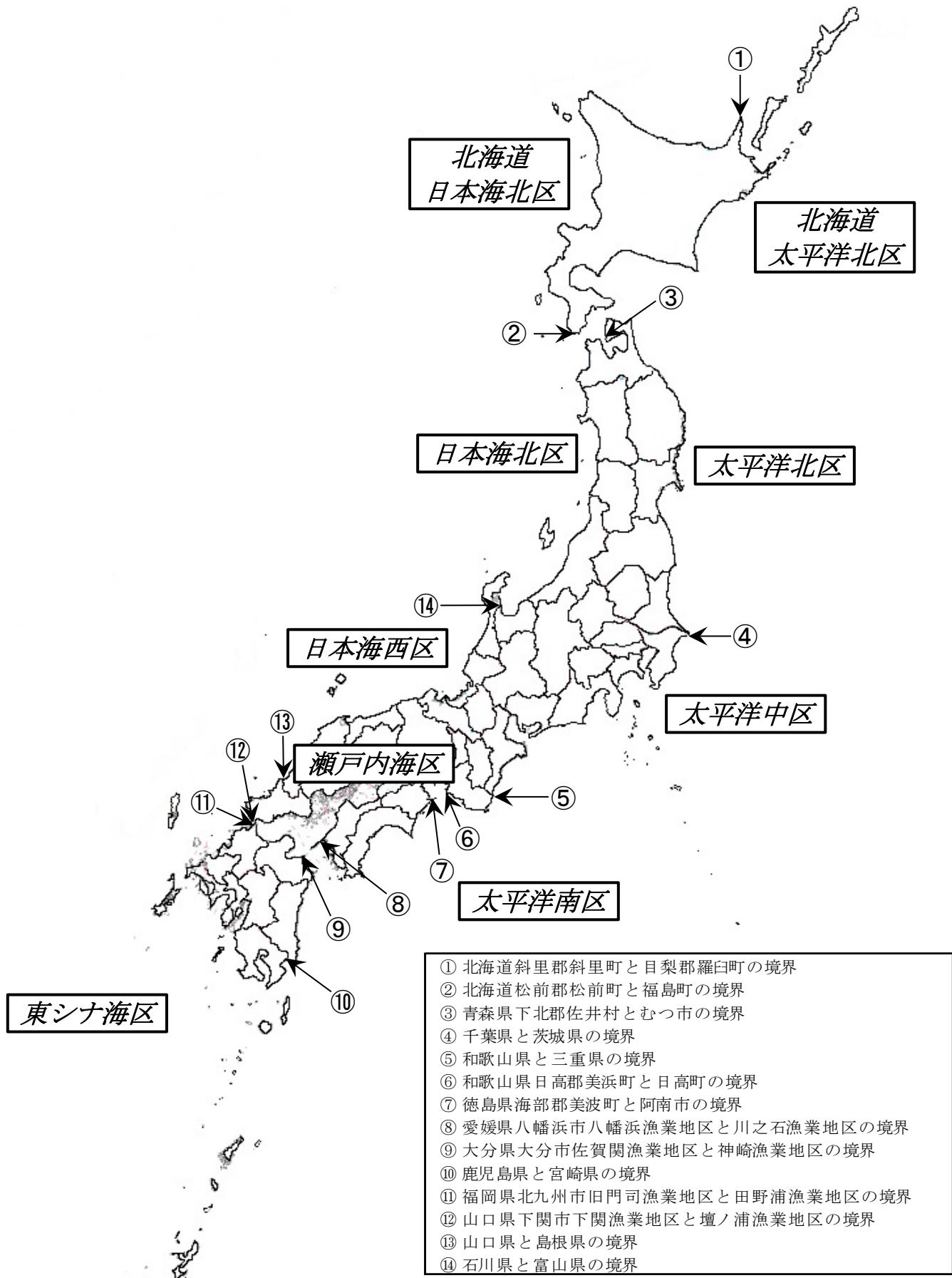
ウ 財産勘定及び損益勘定

調査における財産勘定及び損益勘定の取りまとめに係る科目分類とその内容については、15の調査科目及び内容例示（会社経営体調査）のとおり。

【参考事項】

大海区区分図

漁業の実態を地域別に明らかにするとともに、地域間の比較を容易にするため、海況、気象等の自然条件、水産資源の状況等を勘案して定めた区分（水域区分ではなく地域区分）をいう。



注：市町村については、令和7年1月1日現在。

北海道太平洋北区	： ①・②間に属する市区町村（太平洋側）
太平洋北区	： ③・④間に属する市区町村
太平洋中区	： ④・⑤間に属する市区町村
太平洋南区	： ⑤・⑥間、⑦・⑧間及び⑨・⑩間に属する市区町村（太平洋側）
北海道日本海北区	： ①・②間に属する市区町村（日本海側）
日本海北区	： ③・④間に属する市区町村
日本海西区	： ⑬・⑭間に属する市区町村
東シナ海区	： ⑩・⑪間及び⑫・⑬間に属する市区町村（東シナ海側）並びに沖縄県
瀬戸内海区	： ⑥・⑦間、⑧・⑨間及び⑩・⑪間に属する市区町村（瀬戸内海側）

15 調査科目及び内容例示（会社経営体調査）

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
<p>[財 産 勘 定] (資 産) I 流 動 資 産</p>	<p>(貨幣及び貨幣代用物) 現金、小切手、郵便為替証書等</p> <p>(市場性のある一時的に所有する有価証券) 国債・地方債等の公債、金融債、政府保証債、特別法人債、社債、株式、新株引受証書、出資証券、投資信託受益証券、貸付信託受益証券等</p> <p>(預貯金) 普通預金・当座預金・定期預金・定期積金・納税準備預金等の預貯金 満期保険（漁船損害補償法に基づく漁船保険、生命保険、簡易保険、火災保険等）の掛金等</p> <p>(貸付期間が1年以内の貸付金) 関係会社・個人への貸付金、役員従業員短期貸付金、手形貸付金等</p> <p>(現金・小切手等による金銭の支出を行ったが相手勘定又は金額が未確定のもの) 漁業用資材等の費用の仮払金（内払金、概算払金）等</p> <p>(売掛金) 水揚げの未収入金、売掛金、受取手形（手形貸付金、受取融通手形・金融手形（注：手形貸付金、融通手形の別称を除く。）等</p> <p>(前記以外の当座資産) 未収入（未収入金）、未収消費税、立替金、受取融通（金融）手形等</p> <p>(陸上及び入港中の船内にある棚卸品) 食料・燃料・電気消耗品・機関消耗品・甲板消耗品・事務用消耗品等の在庫 有形固定資産に該当しない漁具・船具等の在庫 未処分漁業生産物在庫評価額、育成中の養殖業生産物の評価額等</p>	<p>(資 産 の 部) 流動資産 現金及び預金 有価証券 現金及び預金 短期貸付金、 株主・役員又は従業員に対する短期債権 仮払金 売掛金、受取手形 未収入金 商品、製品、 半製品、原材料、 仕掛品、貯蔵品</p>

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
I 流動資産 (続き)	<p>(一定の契約に従い、継続した役務の提供を受け、いまだ提供されていない役務に対し支払われた対価で、1年以内に次期の費用となるもの)</p> <p>前払い労賃、前払(未経過)保険料、前払(未経過)割引料、前払い(未経過支払)利息、前払賃借料、仕込金(大仲勘定前払)等</p> <p>(その他前記以外の流動資産)</p> <p>前渡金、未収収益等</p>	<p>前払費用</p> <p>前渡金、未収収益</p>
II 固定資産		固定資産
1 有形固定資産	(事業用の土地)	有形固定資産
(1) 土地	事務所・倉庫・作業(加工)場等の敷地、田、畑、山林、宅地等(営業目的以外の土地は「投資その他の資産」に計上する。)	土地
(2) 建物・構築物	事務所・倉庫・作業(加工)場・漁舎・浜小屋・住宅等の建物、構築物(岸壁・栈橋・煙突等土地に定着する土木設備又は工作物)等	建物、構築物
(3) 船舶	漁船船体、漁船機関、電気(子)機器、冷凍装置、漁労装置、常時搭載する工具・器具・備品等	船舶
(4) 漁網・はえ縄	固定資産に該当する漁網・はえ縄(流動資産に該当する漁網・はえ縄の在庫品は除く。)	(漁具)
(5) その他	<p>(上記(1)~(4)以外の漁業に用いる有形固定資産)</p> <p>漁業用の車輛・運搬具、揚船施設、染網用施設、養殖施設、養殖用機具等</p> <p>(漁業以外の事業に用いる有形固定資産)</p> <p>水産加工・その他の事業用の機械及び装置、車輛・運搬具、工具、器具、備品、山林及び植林(付属土地を除く。)等</p> <p>(建設仮勘定)</p> <p>建造・建設途中の漁船・建物等の固定資産への支出 (注) 充当した資材・機械・装置への支出、建設用地費、建造建設のための手付金・前渡金を含む。</p>	<p>機械及び装置、車輛及びその他陸上運搬具、工具、器具、備品</p> <p>建設仮勘定</p>

15 調査科目及び内容例示（会社経営体調査）（続き）

調 査 科 目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
<p>2 無形固定資産</p> <p>(1) 漁業権</p> <p>(2) その他</p>	<p>（有償で取得した漁業の権利・許可等） 漁業権、入漁権、出漁権、とも（相互）補償金（減船負担金）等</p> <p>（(1)以外の無形固定資産） のれん、特許権、借地権、商標権、電話加入権等</p>	<p>無形固定資産 漁業権（入漁権を含む。）</p> <p>のれん、特許権、 借地権、商標権、 実用新案権、 意匠権、鉱業権</p>
<p>3 投資その他の資産</p>	<p>（長期の外部投資） 長期保有目的の有価証券、関係会社の株式・社債、漁協・県漁連、県信漁連、業種別組合等への出資金、関係会社出資金、長期貸付金、役員・従業員長期貸付金、投資不動産（営業目的以外の土地、建物等）、長期差し入れ保証金（敷金（権利金を含む。））等</p> <p>（前払費用のうち、1年を経過して翌年以降の費用となるもの） 長期前払費用（期限が1年を越える前払保険料、前払賃借料等）</p>	<p>投資その他の資産 投資有価証券、 関係会社株式、 関係会社社債、 出資金、 関係会社出資金、 長期貸付金、 株主・役員又は 従業員に対する 長期貸付金、 関係会社長期貸付金、 破産債権・更生債 権その他これらに 準ずる債権、 投資不動産</p> <p>長期前払費用</p>
<p>Ⅲ 繰延資産</p>	<p>創立費、開業費、開発費、公共施設等負担金、繰延臨時損失等</p>	<p>繰延資産 創立費、開業費、 株式交付費、 社債発行費、 開発費</p>

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
(負債・純資産)		
I 負 債		(負 債 の 部)
1 流 動 負 債		流動負債
(1) 短期借入金	返済期限が1年以内の通常の借入金（手形借入金（金融手形の別称あり）を含む。）	短期借入金
(2) そ の 他	（通常の取引に基づいて発生した営業上の未払金、手形債務）	買掛金、支払手形
	資材・役務の購入（受入）に基づいて発生した買掛金（買掛未払金）、支払手形（支払融通手形を除く。）等	
	（取引の種類・内容、取引額、受入目的が不明（詳）である場合の金銭等の受入れ）	仮受金
	仮受金	
	（商品、製品、受注工事等の対価の前受代金）	前受金
	漁獲物の前受金、水産加工品の前受金等	
	（相手からいったん受入れた金銭等で1年以内に返還される債務）	預り金
	預り保証金、役員・従業員所得（住民）税預り金、役員・従業員社会保険料預り金（船員保険料預り金を含む。）、役員・従業員預り金等	
	（引当金）	引当金
	貸倒引当金、債権償却特別勘定、賞与引当金、納税引当金・納税充当金、修繕引当金等	
	（その他の流動負債）	未払金、未払費用、前受収益
	未払金、未払税金、未払法人税等・法人税等未払金、未払消費税、未払費用（未払賃金（給料）、未払利子、未払賃借料等）、前受収益（前受賃貸料、前受利息、前受手数料等）、営業外支払手形（設備の建設、固定資産・有価証券等の購入に伴うもの）、支払融通手形（金融手形の別称あり）等	

15 調査科目及び内容例示（会社経営体調査）（続き）

調 査 科 目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
<p>2 固 定 負 債</p> <p>(1) 長期借入金</p> <p>(2) そ の 他</p>	<p>(返済期限が1年以上の借入金) (政府、地方公共団体の公的な資金の借入金) 漁業資金（農林漁業構造改善事業推進資金、漁船資金、漁業経営再建整備資金、漁業基盤整備資金、農林漁業施設資金、沿岸漁業経営安定資金等） 農林業資金、その他の財政資金等</p> <p>(低利の漁協系統資金借入金) 天災資金、漁業近代化資金、漁業構造再編整備資金、国際規制経営安定資金、漁業経営維持安定資金、漁業経営強化特別資金、漁業経営改善促進資金等</p> <p>(前記財政資金及び漁協系統資金を除く長期借入金) 漁協からの長期借入金（前記の低利の漁協系統資金を除く。） 農業協同組合、信用金庫、都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信託銀行、長期信用銀行、その他の金融機関からの長期借入金（手形借入金（金融手形の別称あり）を含む。） 関係会社からの長期借入金、株主・役員又は従業員からの長期借入金</p> <p>(引当金のうち、流動負債に属する引当金を除く引当金) 退職給与引当金、特別修繕引当金 (前記(1)長期借入金及び引当金以外の固定負債) 社債、長期未払金等</p>	<p>固定負債 長期借入金</p> <p>長期借入金</p> <p>長期借入金 関係会社長期借入金、株主・役員又は従業員からの長期借入金</p> <p>引当金</p> <p>社債、 長期未払金</p>

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
Ⅱ 純 資 産		(純 資 産 の 部)
1 株 主 資 本		株主資本
(1) 資 本 金	資本金、新株式払込金	資本金
(2) 資 本 剰 余 金	資本準備金 (株式払込剰余金、株式交換剰余金、株式移転剰余金、新設分割剰余金、吸収分割剰余金、合併差益等) 自己株式処分差益、自己株式処分差損、資本準備金減少額、減資差益等	資本剰余金 資本準備金、 その他資本剰余金
(3) 利 益 剰 余 金	利益準備金 任意積立金 (退職給付積立金、不漁対策準備金、別途 (特別) 積立金、中間配当積立金等) 繰越利益剰余金等	利益剰余金 利益準備金、 その他利益剰余金
(4) そ の 他	新株式申込証拠金、自己株式、自己株式申込証拠金	新株式申込証拠金 自己株式 自己株式申込証拠金
2 評 価 ・ 換 算 差 額 等	その他有価証券評価差額金、繰越ヘッジ損益、土地再評価差額金等	評価・換算差額等 その他有価証券評価差額金、 繰越ヘッジ損益、 土地再評価差額金
3 新 株 予 約 権	新株予約権	新株予約権 新株予約権

15 調査科目及び内容例示（会社経営体調査）（続き）

調 査 科 目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
<p>[損 益 勘 定]</p> <p>I 売 上 高</p> <p>1 漁 労 売 上 高</p> <p>2 漁 労 外 売 上 高 （付表 会社経営体調査票の「5 損益（損益計算書）－売上高－その他」も同じ。）</p>	<p>漁獲物の販売金額（仕切（精算）書の水揚高） （注）乗組員等の労賃部分としての現物支給及び船内の食料消費に充てた漁獲物の評価額（水揚時点の産地卸売市場価格）を含む。</p> <p>水産加工業、商工業及び制度受取金等に関わる売上高を計上し、具体的には以下のとおりとする。 なお、漁業生産関連事業に関わる収入、漁業・養殖業関係の制度受取金等に関わる収入を内訳として計上する。</p> <p>（水産加工業収入） 水産加工品（素干、煮干、塩干、魚油、節類等）の販売収入、水産加工工程で生じた副産物の販売収入、水産加工用生産手段の賃貸料、水産加工用資材の転売収入等 （注）水産加工業の規定は、加工施設を持ち、販売を目的として製品をつくっているものをいう。</p> <p>（漁業及び水産加工業以外の事業収入） 製氷売上高、保管及び凍結収入、商工業収入 受取地代家賃・その他固定資産（漁業・水産加工業を除く。）の賃貸料収入、倉庫料収入（主たる営業活動の場合。） 遊戯場経営収入、民宿経営収入等 （注）その事業部門が法的に別会社等になっている場合は、この調査から除外する。</p> <p>（その他の収入） 漁船、漁網等の漁業用生産手段を貸与して得た賃貸料、漁獲物の内蔵、ひれ等の副産物販売収入、販売手数料の歩戻金（販売奨励金・報奨金）、漁獲共済の受取金、漁業経営安定対策事業（積立ぷらす）の払戻補てん金（国庫補てん金及び積立金）、漁業経営セーフティネット構築事業（「漁業用燃油価格安定対策事業」、「養殖用配合飼料価格安定対策事業」）の払戻補てん金（国庫補てん金及び積立金）、漁業に付随する受取手数料、漁業用資材の転売収入等</p>	<p>（注）かっこ内の名称は一般に漁業で用いる勘定科目である。</p> <p>売上高</p> <p>売上高（漁労売上高）</p> <p>売上高（加工品売上高）</p> <p>売上高（製氷売上・保管及び凍結収入高） 営業外収入の投資不動産賃貸料</p> <p>売上高（副産物売上高）</p>

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
Ⅱ 売上原価		売上原価
1 漁労売上原価 (1) 期首棚卸高	期首における漁獲物、養殖業生産物、仕掛品、原材料等の棚卸高	売上原価（漁労売上原価）
(2) 製品製造原価 ア 労務費	<p>(乗組員に支払った賃金等)</p> <p>漁船員給料（賃金）、航海手当、歩合給、賞与、生産奨励金、現物支給等</p> <p>(注) 現物支給（上陸の際等の漁獲物の支給）はその時点の産地卸売市場価格で評価する。</p> <p>(航海中に乗組員に支給した食料費)</p> <p>食事代（賄費）等</p> <p>(乗組員のための福利厚生費用)</p> <p>法定福利費（船員保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の保険料の事業主負担分）、宿舍費、慰安旅行費等</p> <p>(前記以外の雇用労賃に該当する費用)</p> <p>乗組員の退職金（又は退職給与引当金繰入額）、賞与引当金繰入額等</p>	
イ 材料費及び 経 費	<p>(7) 漁 船 ・ 漁 具 費</p> <p>帆布・櫓・錨・漁船用シート・たわし等の船具、油さし・油ふき・機関修理道具等の機関備品、電気器具・冷凍装置の備品及び漁船の補修・修理のための釘・かすがい・針金・材木・ペンキ等の諸材料・部品費</p> <p>(一般に漁具と呼ばれるものの購入費)</p> <p>漁網・浮子・沈子・はえ縄等の支出</p>	
(4) 油 費	<p>(漁船に使用した一切の油代)</p> <p>重油・軽油・灯油・潤滑油等の油代</p> <p>(注) 漁業生産以外の目的で漁船を使用した場合の油代はここに含めないで、その他の事業の該当する勘定科目に計上する。</p>	
(7) え さ 代	<p>(漁獲、養殖用のえさ代)</p> <p>漁獲に要するえさ代、いけす等で蓄養中の水産物に与えるえさ代、養殖用えさ代（成長促進のための薬剤も含む。）</p>	

15 調査科目及び内容例示（会社経営体調査）（続き）

調 査 科 目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
(イ) 種 苗 代	真珠母貝、魚類養殖等の種苗代 (注) 真珠母貝養殖のための種苗・稚貝代はここに含める。	
(オ) 修 繕 費	漁船の船体（上架費を含む。）、機関、電気電子機器、冷凍装置、漁労装置や漁網、漁具等の修理費及び修繕引当金繰入額、特別修繕引当金繰入額等	
(カ) 租 税 公 課	(租税、公課諸負担の漁業負担額) 国税、都道府県税、市町村税等の租税の漁業負担額 市町村等寄附金、漁業協同組合費、諸負担金、保険金等の公課諸負担の漁業負担額	
(キ) 減 価 償 却 費	漁業用固定資産の減価償却費、建物・車両運搬具・器具・備品等の固定資産の減価償却費の漁業負担額 (注) 減価償却費は収入割合で按分して漁業負担額を計上する。	
(ク) そ の 他	上記(ア)～(キ)以外の経費 (魚箱・氷代) 漁獲物の運搬・選別・出荷・販売に要する容器代、漁獲物の鮮度保持のための氷代 (漁船・漁具費等に分類できない材料費) かっぱ・ゴム長靴・手袋等の漁業用の衣服、履物、身の周りの品の支出、漁業用電球代、水道光熱費（水道料、電力料、ガス代、自動車用油費）等 陸上施設（漁舎、浜小屋、揚船施設、染網用施設等）・養殖施設に係わる材料費、備品費、補修・修理費等 便宜上、建物（事務所・倉庫・作業所・住宅）構築物（岸壁・栈橋等）の補修・修理費を含む。 (賃借料及び料金) 漁船のチャーター料、漁獲物の水揚料・選別料・運搬料・保管料（倉敷料）、漁業許可等借料、漁場使用料、種苗種付使用料等	
(3) 期 末 棚 卸 高	期末における漁獲物、養殖業生産物、仕掛品、原材料等の棚卸高	

調 査 科 目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
<p>2 漁労売上原価 (付表 会社経営 体調査票の「5 損 益(損益計算書)－ 売上原価－その他」 も同じ。)</p>	<p>漁労売上原価以外の水産加工業、民宿等に係る売上原価を計上し、具体的には以下のとおりとする。 なお、漁業生産関連事業に関わる費用、制度積立金等に関わる費用を内訳として計上する。 (水産加工に要した一切の原価) 水産加工を行うための購入原料代、自給原料代(産地市場価格で評価)、雇用労賃、補助原材料費、施設備品費、消耗品費、減価償却費等 (漁業、水産加工業以外の事業に要した一切の原価) この費用には、その他の事業に関する固定資産の減価償却費、漁船損害補償法に基づく漁船保険の保険料(満期保険は「財産勘定 I 資産 1 流動資産」の預貯金に含める)、漁業共済の掛金、漁業収入安定対策事業「積立ぷらす」の積立金等を含む。</p>	<p>売上原価(加工売上原価) 売上原価(その他の事業売上原価)</p>
<p>Ⅲ 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費</p>		<p>販売費及び一般管理費</p>
<p>1 漁労販売費及 び一般管理費</p>		
<p>(1) 給料手当・ 役員報酬</p>	<p>役員報酬、事務職員給与・手当、事務職員福利厚生費(健康保険・厚生年金保険・失業保険・労災保険等の保険料の事業主負担分、宿舍費、慰安旅行費等)等</p>	
<p>(2) 販売手数料</p>	<p>(生産物の販売のために支払った手数料) 魚市場の卸売業者に支払った卸売手数料(水揚口銭)、漁業協同組合・その他の水産物販売業者への支払手数料</p>	
<p>(3) 租 税 公 課</p>	<p>管理部門に属する固定資産税、自動車税、その他の負担金等</p>	
<p>(4) 減 価 償 却 費</p>	<p>管理部門で使用する固定資産の減価償却費</p>	
<p>(5) そ の 他</p>	<p>不動産賃借料、支払地代家賃、登記登録料等、その他上記(1)～(4)以外の漁労販売費及び一般管理費</p>	

15 調査科目及び内容例示（会社経営体調査）（続き）

調査科目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
<p>2 漁労外販売費及び一般管理費 （付表 会社経営体調査票の「5 損益（損益計算書）－販売費及び一般管理費－その他」も同じ。）</p>	<p>漁業以外の事業に要した一切の販売費及び一般管理費を計上し、具体的には以下のとおりとする。 なお、漁業生産関連事業に関わる費用を内訳として計上する。 （水産加工に要した一切の営業費） 販売手数料、減価償却費、租税公課等 （漁業、水産加工業以外の事業に要した一切の営業費） この費用には、その他の事業に関する固定資産の減価償却費を含む。</p>	
<p>IV 営業外収益</p>	<p>（地代・配当・利子収入） 受取地代家賃（一時的なもの）、投資不動産賃貸料、預貯金（積立金）利息、貸付金利息、有価証券利息（国債、公債、金融債、社債等の利息）、受取割引料、合同運用の信託・公社債投資信託の収益金の分配、株式・出資金の配当金（税引額）、みなし配当金等 （制度受取金等） 政府・公共団体等から交付される各種補助金、助成金、共済金、損害補償金等 ただし、漁業に関わる制度受取金等は、売上高のその他に計上し、ここには含まない。 （前記以外の営業外収益） 有価証券売却益、仕入割引、保険料（共済掛金）戻入、石油等の資材販売業者からの割戻（奨励金、リベート）、税金の還付金、各種祝金、雑収入等</p>	<p>営業外収益 受取利息、 有価証券利息、 受取配当金 有価証券売却益、 仕入割引</p>
<p>V 営業外費用 1 支払利息及び割引料 2 その他</p>	<p>借入金の支払利息一切、手形売却損（支払割引料）、掛買購入品の延滞利子等 負債利子のうち、漁業に関する負債利子 負債利子のうち、漁業以外の負債利子 寄付金、創立費償却、開業費償却、開発費償却、試験研究費償却、有価証券評価損、有価証券売却損、売上割引、雑支出等上記1以外の営業外費用</p>	<p>営業外費用 支払利息、 手形売却損 社債利息、 社債発行費償却、 有価証券売却損、 売上割引</p>
<p>VI 特別利益</p>	<p>固定資産売却益、前期損益修正益、貸倒引当金戻入益（繰戻額）、その他引当金戻入益（繰戻額）、保険差益等</p>	<p>特別利益 前期損益修正益 固定資産売却益</p>

調 査 科 目	内 容 例 示	財務諸表規則の科目例
VII 特 別 損 失	臨時損失、前期損益修正損、臨時償却費、固定資産売却・除去損、火災損失、固定資産臨時償却費等	特別損失 前期損益修正損 固定資産売却損 災害による損失
VIII 法人税、住民税 及 び 事 業 税	法人税、法人税追徴額、法人税等調整額、住民税（道府県民税、市町村民税）、住民税追徴額等、事業税等	法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額

16 利用上の注意

(1) 消費税の取扱いについて

漁業経営統計調査は、漁業経営体が作成している税務申告資料を参照しており、収入、支出の金額に関する調査結果には税抜きと税込み金額が混在している。

(2) 平成17年以前の結果は、調査体系の見直しを行ったため平成18年以降とは接続しない。

(3) 統計表に使用した記号は、次のとおり。

「0」： 単位に満たないもの（例：0.4千円→0千円）

「0.0」： 単位に満たないもの（例：0.04隻→0.0隻）

「-」： 事実のないもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「nc」： 計算不能

(4) 秘匿措置について

統計調査結果について、集計対象経営体数が2以下の場合には、個人又は法人その他の団体に関する調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

(5) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は「令和6年漁業経営統計調査報告」（農林水産省）による旨を記載してください。

(6) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類「水産業」の「漁業経営統計調査」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表を掲載します。

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/gyokei/#r>

17 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

経営・構造統計課 林業・漁業経営統計班

電話（代表）03-3502-8111 内線3637

（直通）03-3502-0954

※ 本調査に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>